

平成24年度普及活動検討会

下関市農業活性化の核となる 集落営農法人の育成

～(農)ほきの郷の育成を中心に～
(プロジェクト期間:23年度～24年度)

平成25年3月19日

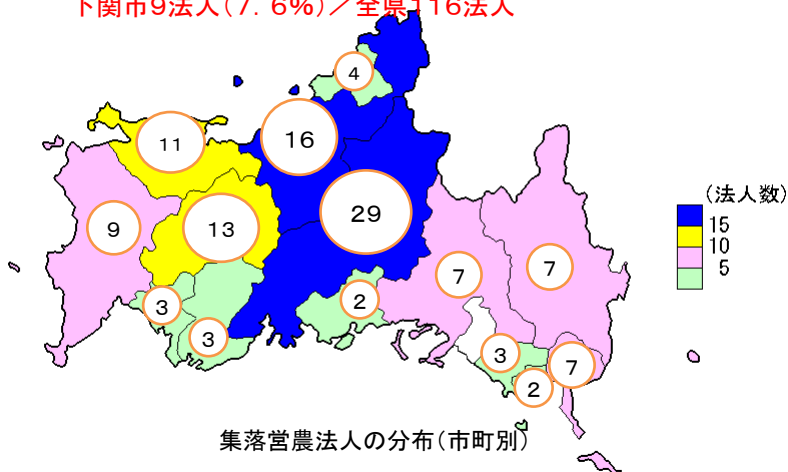
下関農林事務所農業部
報告者 担い手支援課主査 前岡庸介

年度	所属	プロジェクトメンバー (◎リーダー)
23年度	担い手支援課	◎田村、金谷、遠藤、陶山、前岡、高林、三原、和田、廣林
	産地振興課	河村、岡藤、中村美、松原、金治、尾関
24年度	担い手支援課	◎田村、金谷、三井、前岡、三原、荒瀬、和田、廣林
	産地振興課	河村、岡藤、西村、金治、塩田

課題設定の背景

平成22年度末の状況

下関市 水田面積4,806haを有し(県内水田面積20%)
基盤整備率は高い(整備率87%)
集落営農法人は9法人に留まり、他市町に比べ法人化に遅れ
下関市9法人(7.6%) / 全県116法人



プロジェクト課題の内容

- ・プロジェクト期間 平成23年～24年度

□課題1 新たな集落営農法人の育成

- 担い手育成の最優先課題として位置づけ
- 推進体制の整備、重点集落・目標設定
- 各集落への働きかけ

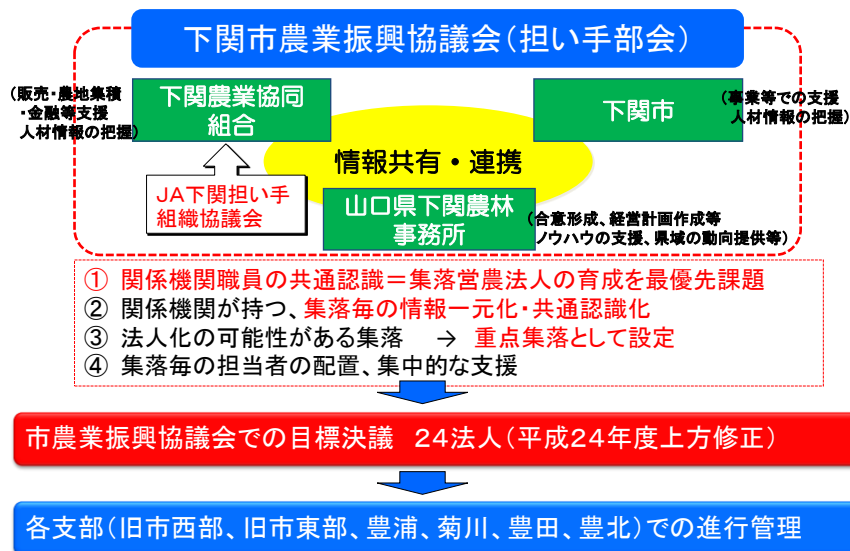
※今回は、この取組を説明

□課題2 法人経営の安定に向けた支援

(生産安定・経営複合化等の促進)

推進体制の整備(関係機関)

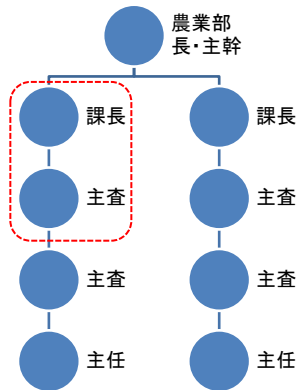
□関係機関の推進体制、重点集落・目標設定



推進体制の整備(部内体制)

平成22年度まで

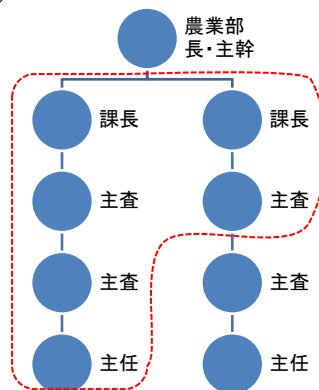
法人化担当者の限定



推進体制強化

平成23年度以降のPJ体制

※部全体で法人化を推進
法人化重点集落ごとの担当者設定
集落情報の共有化



法人化の機運醸成

□下関地域集落営農法人推進大会の開催

平成23年11月5日 下関農協大ホール 140人参加



経営面から見た法人化のメリット等の紹介

講師 森 剛一税理士(全国農業
コンサルタント協会常務理事)

□進捗の遅い支部での研修会 豊北地区

平成25年1月30日 JA下関豊北支所 60人参加



新たな集落営農法人の育成

○重点集落の設定(23年度当初)

地区別	重点集落第1グループ (23年度内法人化)	重点集落第2グループ (24年度内法人化)
旧市	(特団)松屋農業生産組合(王喜)	内日三町生産組合(内日)
豊浦町	大河内営農組合(宇賀)	上中営農組合(黒井)
菊川町	(特団)七見営農生産組合(豊東)	(特団)下保木地区営農組合(豊東) (特団)坂の上営農生産組合(岡枝) (特団)植松営農組合(岡枝) (特団)下大野営農生産組合(豊東) (特団)小出地区営農生産組合(岡枝)
豊田町	(特団)榎泉営農生産組合(豊田中) 鷹子営農組合(豊田中)	
豊北町	(特団)新中河内農事実行組合(田耕)	朝生営農組合(田耕)
計	6団体	8団体

新たな集落営農法人の育成

○23年度 of 取組成果 → 5法人の設立

地区別	重点集落第1グループ (23年度内法人化)	
旧市	(特団)松屋農業生産組合(王喜) →	農事組合法人松屋
豊浦町	大河内営農組合(宇賀)	
菊川町	(特団)七見営農生産組合(豊東) →	農事組合法人七見の里
豊田町	(特団)榎泉営農生産組合(豊田中) →	農事組合法人和泉の里
	鷹子営農組合(豊田中) →	農事組合法人たかのこ
豊北町	(特団)新中河内農事実行組合(田耕) →	農事組合法人ファームなかがわち
計	6団体	5法人

※(農)ファームなかがわち H24.6設立総会だが、年度内に法人化を合意していたため23年度にカウント

新たな集落営農法人の育成

○24年度重点集落の再設定

地区別	24年度重点集落	農林事務所担当者
旧市	内日三町生産組合(内日) 下江後集落(内日)	高林、田村 高林、田村
豊浦町	上中宮農組合(黒井) 大河内宮農組合(宇賀) (特団)一ノ瀬生産組合(黒井)	三井、三原 三原、三井 三井、三原
菊川町	(特団)下保木地区営農組合(豊東) (特団)下大野営農生産組合(豊東) 下貴飯集落(檜崎) (特団)植松営農組合(岡枝) (株)とよらの里農園(岡枝) ※特定農業法人化	前岡、田村 前岡、田村 廣林、塩田、田村 三原、田村 前岡、田村
豊田町	中村1区集落(西市) 荒木集落(豊田中)	荒瀬、三井 金治、三井
豊北町	寺川集落(神玉)	岡藤、三井
計	13団体	

※各組織毎に農協、市の担当者も選任

新たな集落営農法人の育成

□各集落への働きかけのポイント

- 動機付け: 集落課題の明確化(農地の荒廃懸念等)
 - 課題解決手段として、「法人化を提案」
 - 法人化が目的ではない
- 効果的な支援策の活用(各種事業の活用)
- リーダー、リーダー群への働きかけと納得
- リーダー群による主体的な取組の支援
 - 集落の合意形成をリーダー群が誘導
- 経営計画の策定支援、事務手続きの支援

新たな集落営農法人の育成

○事例 「農事組合法人ほきの郷」の設立



新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

下保木集落における営農の背景

- 平成18年8月 特定農業団体下保木地区営農組合設立
37戸で結成(全員参加)

麦 7.5ha 水稲6.6ha スイートコーン 6.9a

特団は、コンバイン5条(2台)、トラクタ、乗用管理機(2台)を
所有 →菊川地区でもこれほどの装備を持つ特団は稀

- 特定農業団体は、5年以内に法人化することを前提とした組織
であるが話し合いは停滞

● 内発的動機の確認

リーダーとの意見交換・意向確認 (H23.6.20)



リーダーは
法人化の意思を
持っている

・特団結成時から、法人化の意向はあった。その時に、一気に法人化しなかったことを後悔している。

・これからは、個人が機械を所有する時代ではない。国、県等の支援も、大規模な経営体を対象にすることになるだろう。

・特団所有のコンバイン、トラクターは更新時期になっている。

・集落(特団)に人材はいると思うが、若い者がついてくるか分からない。

・法人化を図りたい。支援を願う。

関係機関との協議

普及組織のコーディネートの発揮

○ 下関市農業振興協議会菊川支部会

普及組織は、支部会での法人化検討をリード、進捗状況を一覧表にし集落の情報や今後のスケジュールなどを共有化し、各機関に役割分担を決め、法人化を支援 → 関係機関の活動をコーディネート

市

支援事業の活用
(国庫事業、単県事業
法人化検討途中から・・・
中山間直支・
人・農地プラン
集積補助金等)

JA

営農作物等提示
農地集積支援

農業部

集落課題の明確化
法人化の必要性
法人基本設計
営農計画作成支援

新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

- リーダーの法人化意向を踏まえ、まず、役員で法人化の疑問点を整理(H23年7~8月)

法人に対する理解度

- 法人化と認定農業者とのちがいについて
- 法人の経営形態が良く分からない
- 法人化した失敗例は(地区)あるのですか

法人の運営・役員に関する疑問

- 役員は強制的に農業に従事しなければいけないのか。常時従事の要件とは？
- 役員給与はどれくらいか。赤字の場合は払うのか。

法人における機械所有・利用

- 特定農業団体に補助金はつかなくなるのか。
- 現在個人が所有している機械はどうなるのか

法人への参加や合意形成

- 全員が法人に加入せねばならないか。
- 多くの参加があるか不安
- 地区外の農家も参加できるか

土地の利用権設定

- 法人化すると全ての土地を法人に貸付(利用権設定)しないとイケないのか
- 圃場整備をしていない田を法人は集積するのか

法人の運営

- 収益は今でも配分しているのに法人化なぜ必要か。
- 地代はどれくらいか。
- ほ場条件により差が付けられるか。
- 農地を預けたら何もなくて良いのか。

そこで
集落点検
から攻め
よう

役員が持つ疑問点は整理できたが、役員全体として法人化を進める機運は高くなかった

新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

リーダー及びリーダー群への働きかけ

□役員会で集落点検を実施(H23.10.1)

生活班の支援を受け、集落点検を実施

○集落の住人と年代を集落の地図に落とした。

5年後の集落の人口構成も併せて検討



役員内で集落の全体像や課題の理解が促進され、問題意識も生まれてきた。



※高齢化による耕作放棄の発生防止

→ 法人化による農地の利用権設定

新たな集落営農法人の育成 農事組合法人七見の里

● リーダー及びリーダー群への働きかけ

役員(リーダー群)勉強会、意見交換(H23.10.5)



- ・集落の将来を見据えたことから、法人への理解も進んだ。
(リーダー群も本気になってきた..)
- ・法人について役員(リーダー群)の理解がある程度進んだ時点で、集落全体にも説明する運びとなった。

新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

● 集落全体の合意形成(その1)

第1回 特定農業団体組合員説明会(H23.10.15)

25戸参加

※集落点検結果(現在と10年後の人口構成)説明

※法人化についてリーダー群から説明(関係機関も支援)

※意見 「経営を息子に譲りたい」、「自分の機械はどうなるのか」、「1戸当たりの配分が44万円(県集落還元額)では若い者は生活できない」など、様々な意見が出された。

→ 法人化への意識が高まり集落全体でスタートに立った。



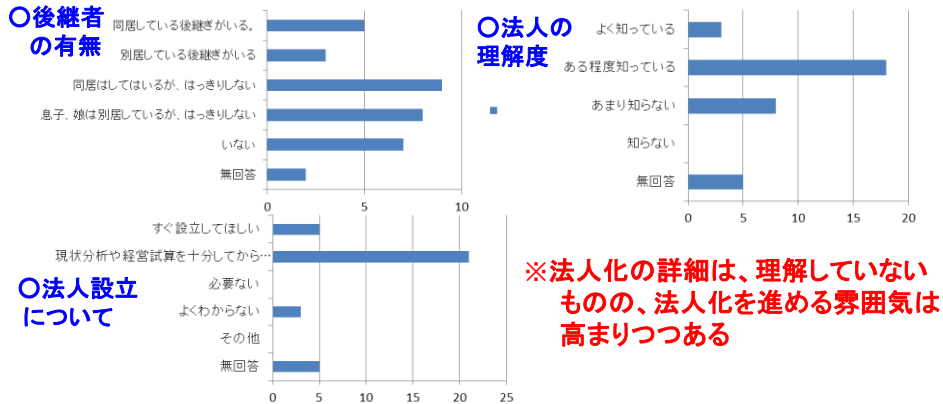
新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

● 集落全体の合意形成(その2)

役員会で営農組合員アンケートを実施(H25.10)

配布:37戸 回答:34戸

※営農全般の問題点の確認と併せ、法人化について質問



新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

● 集落全体の合意形成(その3)

第2回 特団組合員説明会(H23.12.11) 25戸参加

※アンケート調査の説明

- ・全体的に法人化に前向きな意見が多い
- ・集落の個人所有の機械が概算で1億円を超えており、法人化すると機械費が削減できる

→法人化のメリットは、理解できたとの意見が多くなる

次に、法人運営や個人所有の機械の処分についての関心が高まる。



組合長から、「2月の特定農業団体の総会で法人化の合意を図りたい」との発言(法人化を宣言)

新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

● 具体的内容に関する話し合いへ

2月の集落における法人化の合意を受け、発起人会(特
団役員会を切り替え)による検討を開始(H24.5.2、7.19)

期限を決めて検討し効率を上げよう

→10月下旬を法人設立の目途とする

(支援事業の関係からも10月末に設立の必要あり)

□ 発起人の役割分担を決定

農地集積、営農試算、法人ルール、機械、庶務、人・農
地プラン

□ 補助事業(コンバイン、田植機、トラクター:昨年度要望 済み)の自己負担分に係る各種支援策の適用を協議

新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

● 具体的内容に関する話し合いへ 各種事業の活用

※関係機関では23年度中から事業適用を検討

機械導入補助

- 経営体育成支援事業(国) 多目的乗用田植機 (補助額2,000千円程度)
- やまぐち集落営農生産拡大事業(県) コンバイン (補助額4,000千円程度)

中山間地域等直接支払交付金(24年度から知事特認地域指定)

- 共同利用機械の整備に活用 (交付金総額3,800千円/単年度)

農地の集積促進

- 農家戸別所得補償規模拡大加算 (3,600千円程度)

人・農地プラン

- 集積連単要件の緩和、農地集積協力金(出し手農家)の活用

特定農業団体の戸別所得補償の継承(水稲、小麦)

法人化
の後押しに...

新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

● 具体的な内容に関する話し合いへ

新法人の農地集積の促進

○新法人の農地集積の促進

・発起人のうち、農地集積担当が**構成員(地権者)1人、1人と話し合い**、法人に利用権設定する農地を決定
(農振内約20ha、農振外約1.5ha)

→**規模拡大加算の額の算定、人・農地プランの必要性認識**

○人・農地プラン説明会を開催(H24,9,7)

・隣接集落(上保木)と2集落一体で**プランを作成**
・**下保木役員をはじめ、上保木集落の代表者、集落内の認定農業者**に人・農地プランを説明、**法人の集積農地を他者と確認**。併せて非連担ほ場も加算の対象に

→隣接集落(上保木)の法人化の刺激に・・・

新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

- **法人のルール検討**(H24 8月23日、8月31日、9月7日、9月10日、9月15日)
ルール担当と関係機関を中心に協議された

□ 近隣に新設された法人(農)七見の里(H23.10設立)に担当役員らが自主的に情報収集

法人の基本設計一覧表(地代、賃金、機械借り上げ料等)

項目(主なもの)	金額	備考
地代	8,000円/10a	未整備田は3,000円/10a
従事分量配当(オペレータ)	1,000円/10a	
従事分量配当(補助者)	800円/10a	
水管理料	2,000円/10a	
畦畔管理料	50円/m ²	年3回以上草刈りする
トラクタ借上げ	8,000円/10a	水稲荒越～代掻(オペ付)
コンバイン借上げ	8,000円/10a	オペ付

新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

- 経営計画検討(5回) (H24 8月4日、8月25日、9月2日、9月18日、10月4日)
 発起人会経営計画担当と関係機関を中心に協議

□ 経営計画の概要(平成28年目標)

栽培作物 水稲10.7ha 小麦(表作)7.5ha (裏作)9.0haタマネギ0.3ha
 キャベツ0.3ha WCS10ha 作業受託

5年後の営農収支(試算)

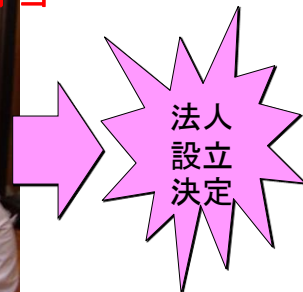
科目	金額	備考
事業収益、事業外収益	29,682 千円	
製造原価	15,336 千円	
販売費一般管理費	1,484 千円	
経常利益	12,863 千円	
利益処分 従事分量配当	3,930 千円	労働報酬総額
集落還元額(参加農家への還元額)	7,995 千円	戸当り 216千円

※集落還元額 従事分量配当+製造原価中の支払地代、機械借上料等

新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

- 集落全体の合意形成(その4)
 第3回 特団組合員 全員説明会 (H24.9.24)
 ※各役員から 法人化の検討状況 説明

- ・法人機械を整備するが、当面、個人機械も借り上げ
- ・営農計画と機械整備計画、補助裏の手当
- ・支払地代や労働報酬の考え方



新たな集落営農法人の育成 農事組合法人ほきの郷

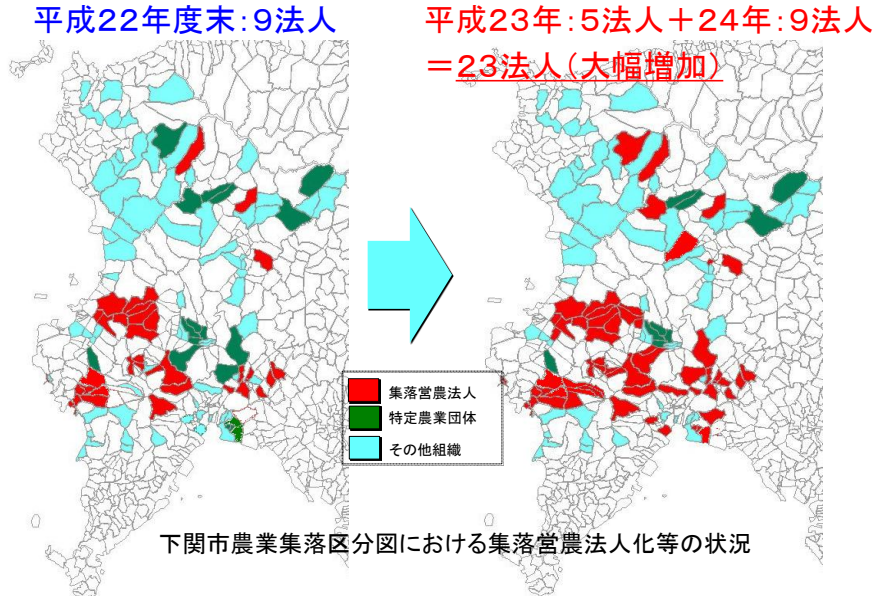


新たな集落営農法人の育成 他の24年度新設法人



※この他に菊川町では、(株)とよらの里農園が特定農業法人(H24,6,22)となった。
豊浦町で大河内営農組合が年度末までの法人化を検討。

新たな集落営農法人の育成 24年度末の見込み



新たな集落営農法人の育成 法人化に至らなかった集落

重点支援集落名	法人化に至らなかった要因
菊川町 (特団)植松営農組合	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、麦・大豆の経営 水稲経営まで一元化することへの抵抗感 ・法人化後に営農組合から受け取る所得が減少しないか
豊田町 荒木集落	<ul style="list-style-type: none"> ・集落全体で検討できる雰囲気でない ・水稲以外の作物(野菜)の生産安定を図って法人化したい
豊北町 寺川集落	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーは意欲があるが、経営面積が小規模(4ha)であり法人化後の収益確保が難しい ・他の集落関係者が乗り気でない

→ 障害要因の解消に努め、引き続き、法人化を働きかける

新たな集落営農法人の育成

まとめ: 下関地域で集落を法人に誘導できた要因
集落共通の課題を発見し法人化という手段で解決

農地の利用権設定(集落営農組織に法人格が必要)

- 不在地主の発生、耕作放棄地の発生懸念

個人で営農が困難となった場合の受け皿が必要

- 特に、女性にとっては切実な課題

水稻生産コストの低減意識の高まり

- 個人で機械を装備することの限界 → 共同利用機械の整備へ

任意組合の内部留保に対する課税懸念

効果的な支援事業の活用(関係機関の連携)

最近の集落や地域での変化



法人化された集落

- 話し合いの活発化: 定例理事会等の開催
- 法人設立が新聞報道され農地を預かってくれとの申し出



多様な人材の活躍

- 行政OB、農協OBだけでなく企業元役員、銀行元支店長などが集落に存在
- 多様な人材を確認、新法人の中で活躍を開始



新たな集落からの法人化の相談

- 法人設立の情報発信(新聞報道、JA通信)
- 関係機関に新たな集落から法人化説明会の要請が増加

次年度以降の取り組み

□引き続き、集落営農法人を育成

- 法人化への関心が高まる
- 「人・農地プラン」作成等を通じた未組織化集落への働きかけ
(下関市農業振興協議会では28年度以降の法人化対象集落をリストアップ済み 候補23集落)
- 認定農業者(大規模経営体)中心の集落営農法人を育成

□集落営農法人の収益向上、経営安定

- 水稲作等の生産安定、経営の複合化(野菜等)
- 法人連携の促進 → 共通品目の導入、機械共同利用
- 後継世代の参入 → 定年帰村者への呼びかけ
農業を志す青壮年の受入(モデル法人の育成)